平成２３年（フ）第２８４号
新潟県小千谷市大字桜町3320番地９
破産者　片桐　三雄
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
新潟県小千谷市大字桜町3320番地９
破産者　片桐　敏子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
新潟県妙高市柳井田町１丁目５番７号
破産者　池上　敏治
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１０７号
新潟県上越市安江１丁目６番56号
破産者　中村　俊一
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第５６５号
鹿児島県西之表市安納215番地、開始決定時の住所静岡県牧之原市静谷2620番地６
破産者　山本　光男
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０７号
静岡県島田市金谷古横町159番地の19
破産者　鈴木　　実
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
静岡県賀茂郡河津町田中27の４、住民票上の住所静岡県賀茂郡河津町梨本175番地
破産者　稲葉　　哲
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１０３号
愛知県岡崎市上地町字下屋敷63番地４
破産者　杉田　眞一
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
岡山県倉敷市児島小川10丁目７番４―204号市営中山団地７－４棟204号、開始決定時の住民票上の住所愛知県安城市根崎町東石谷18番地
破産者　石原　賢悟
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　県営古井住宅８―203、前住所名古屋市瑞穂区八勝通２丁目30番地の４ロイヤルミズホＮ４Ｃ号
破産者　沢田　健一
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
愛知県豊田市梅坪町10丁目１番地３　レジデンス第２梅坪Ａ―402号、従前の住所愛知県豊田市梅坪町９丁目８番地　水野マンション202号
破産者　斧　　一
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
愛知県安城市相生町９番２号　アルデア1202
破産者　阪本　　功
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
愛媛県新居浜市八幡１丁目19番56号
破産者　石井　弥生
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６５号
愛媛県新居浜市八幡１丁目19番56号
破産者　石井　　仁
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２３０号
千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目１―Ｗ―2701、開始決定時の住所千葉県佐倉市ユーカリが丘２丁目７－７
破産者　長壽　　久
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７号
栃木県那須塩原市金沢209番地１
破産者　株式会社ウエムラ
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８号
埼玉県さいたま市見沼区新堤54―１　エルディム１―201、開始決定時の住所栃木県那須塩原市青木626番地、住民票上の住所栃木県那須塩原市埼玉６番地1351
破産者　泉　　雅人
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第６３号
千葉県銚子市松本町２丁目987番地
破産者　株式会社アミナカ
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係